

自立に向けたひとり親家庭のための、家賃の支払い支援資金


ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付のご案内

<住宅支援資金>

母子・父子自立支援プログラムの策定(※1)を受けて、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に対し住宅支援資金を貸付け、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とします。

貸付を受けた日から1年以内に就職(転職等)し、引き続き1年間就業を継続した場合、貸付金の返還が免除されます。

※1 県内でプログラム策定自治体は、当面新潟市、長岡市、上越市のみとなります。

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none">■ひとり親家庭の親で次の要件をすべて満たしている方<ul style="list-style-type: none">① 新潟県内に住民登録をしている方② 原則として「児童扶養手当」を受給している方③ 母子・父子自立支援プログラム(以下「プログラム」という)の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方	
貸付内容 (分割交付)	<ul style="list-style-type: none">■住宅支援資金 入居している住宅の家賃(管理費、共益費含む)実費 月額上限4万円、12ヶ月の範囲内(最大48万円) ※住居確保給付金の支給を受けている場合は、家賃額と支給額の差額	

貸付利子	■無利子 ■延滞利子 3.0%
返還期間 返還方法	■返還期間は6年以内 ■月賦又は半年賦の均等払方式
返還の免除	■次のいずれかの条件を満たした場合、貸付金の返還が全額免除されます。 ①現に就業していない方が、貸付を受けた日から1年以内に就職し、引き続き1年間就業を継続したとき。 ②現に就業している方が、貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、引き続き1年間就業を継続したとき。
返還が必要となる場合	■貸付終了後1年経過した時点で、上記返還免除の条件を満たしていないとき
返還の猶予	■災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき
実施主体 貸付審査	■この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、国と新潟県、新潟市が貸付原資を出し合い、「社会福祉法人新潟県社会福祉協議会」が運営しています。 ■実施主体である新潟県社会福祉協議会が、借入申込を受け、審査し、貸付を決定します。





住宅支援資金 借入申込から資金交付までの流れ

ひとり親家庭の親

自立に向け、家賃支払いの支援を受けたい

相談

県または市の福祉事務所等において、住宅支援資金に関する相談を受けて下さい。(母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていただくことが条件となっています。)

<p>① 申請</p>	<p>■住宅支援資金 入居している住宅の家賃実費（管理費、共益費含む） 月額上限4万円、12ヶ月の範囲内（最大48万円） ※住居確保給付金の支給を受けている場合は、家賃額と支給額の差額</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> □第26号様式「住宅支援資金借入申込申請書」 □世帯全員の住民票の写し □母子・父子自立支援プログラムの写し □児童扶養手当証書の写し、または同等の所得水準の確認書類（所得証明等） □入居している住宅の賃貸借契約書の写し □住居確保給付金支給決定通知書の写し（受給している方） <p>【提出期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> □母子・父子自立支援プログラム策定を受けている期間
<p>② 決定</p>	<p>■申請書類の内容を審査し、貸付の可否を決定し、借入申込者に審査結果を通知します。</p>
<p>③ 契約</p>	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> □第29号様式「借用証書」（借受人が規定額の収入印紙を貼付すること） □貸付金振込先の借受人名義の通帳の写し (銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義が確認できるもの)
<p>④ 資金の交付</p>	<p>■提出された借用証書等に不備がないことを確認し、借受人が指定した振込口座に資金を年4回分割交付します。※貸付決定から資金交付までは約1ヶ月程度かかります。</p>

申込先・問い合わせ先(申込みは、郵送でも可能です。)

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 生活支援課

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

電話 025-281-5605 <http://www.fukushiniigata.or.jp/>

